

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】平成19年3月22日(2007.3.22)

【公表番号】特表2003-530134(P2003-530134A)

【公表日】平成15年10月14日(2003.10.14)

【出願番号】特願2000-607573(P2000-607573)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/16 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 2/16

【手続補正書】

【提出日】平成19年1月23日(2007.1.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】有水晶体眼の前眼房に配置するための正度数前眼房内インプラントであって、人工正屈折レンズ(4)と二つの触子(2,3)とを含み、S字形において各々が、眼の前眼房にレンズを配置するための4点取り付け(20)を有し、正屈折レンズと解剖学的レンズ(9)、虹彩(11)及び角膜内皮(10)との接触が回避され、触子が虹彩と角膜内皮との接触を回避するものであり、

正屈折レンズが二つの凸状表面(5,6)を有し、各触子がレンズへの入口(13,14)でレンズに対して垂直であり、触子が人工レンズを眼の前眼房の中で0.8mm~1.2mmのボールト(17)で1.3mm~1.75mmのサジタ値で吊り下げることを特徴とする正度数前眼房内インプラント。

【請求項2】インプラントが、ヘパリン、ヘパリン硫酸、コンドロイチン硫酸、デルマタン硫酸、キトサン硫酸、キシラン硫酸、デキストラン硫酸及び硫酸化ヒアルロン酸からなる群より選択される硫酸化多糖薬剤で被覆されている、請求項1記載の正度数前眼房内インプラント。

【請求項3】人工屈折レンズが、ポリメチルメタクリレート、メタクリレート、ポリ-2-ヒドロキシエチルメタクリレート、メチルメタクリレートコポリマー、シロキサンアルキル、フルオロアルキル及びアリールメタクリレート、シリコーン、シリコーンエラストマー、ポリスルホン、ポリビニルアルコール、ポリエチレンオキシド、フルオロアクリレートとメタクリレートとのコポリマー、ヒドロキシアルキルメタクリレート、メタクリル酸、アクリル酸、アクリルアミド、メタクリルアミド、N,N-ジメチルアクリルアミド及びN-ビニルピロリドンのポリマー及びコポリマーからなる群より選択される化合物から製造される、請求項1又は2記載の正度数前眼房内インプラント。

【請求項4】屈折レンズが可撓性である、請求項1~3のいずれか1項記載の正度数前眼房内インプラント。

【請求項5】屈折レンズが剛性である、請求項1~3のいずれか1項記載の正度数前眼房内インプラント。